

農地法第3条許可申請書類添付書類一覧

ア 許可申請書

イ 添付書類（証明書類は、申請前3ヶ月以内のものとする。）

書類の内容	書類の種類	備 考
1 申請地に関する書面	<input type="checkbox"/> 1 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	3ヶ月以内に発行されたもの（法務局） 原本とコピー両方をお持ちいただければ 原本還付いたします。
	<input type="checkbox"/> 2 位置図	縮尺1/2000～1/25000程度 動態図も可
	<input type="checkbox"/> 3 公図の写し	法務局
2 譲受人に関する書面	<input type="checkbox"/> 1 営農計画書	同一世帯内等における移転または権利の設定 の場合は不要
	<input type="checkbox"/> 2 誓約書	
	<input type="checkbox"/> 3 農業経営の実態証明	流山市外に在住の方
	<input type="checkbox"/> 4 経路図	自宅から申請地までの経路を示し、 距離、所要時間、通作手段を記入 (流山市外に在住の方)
	<input type="checkbox"/> 5 その他	法人の場合は、別途書類
3 譲渡人に関する書面	<input type="checkbox"/> 1 住民票	登記事項証明書と同住所の場合は不要 住所移転を複数している場合は、戸籍の附票等
	<input type="checkbox"/> 2 登記名義人が死亡している 場合には、相続を証する書面	①相続関係図 ②戸籍謄本、除籍謄本 ①②に代えて法定相続情報一覧図 でも可（法務局） ③遺産分割協議書またはこれに代わる べき同意書等の書面
4 その他	<input type="checkbox"/> 1 委任状	代理申請の場合 委任者の署名（自署）または記名押印が必要
	<input type="checkbox"/> 2 農業委員会長が必要と 認める書面	

- ・譲受人が申告している農地すべてが耕作されていない場合は許可できませんので
ご了承ください。
- ・申請書受付月の10日までに、農業委員会事務局に事前相談をお願いします。
(申請書および添付書類の写しを提出してください)
- ・申請の受付期間は、農業委員会総会開催（予定）日をご参照ください。